**○政治資金適正化委員会告示第六十九号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年十月二十二日　　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

| 登録番号 | 氏　名 | 抹消年月日 | 抹消事由 |
|---|---|---|---|
| 一五〇七 | 泉川　芳郎 | 二五、八、六 | 政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号 |

**○法務省告示第三百八十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月二十二日　　法務大臣　谷垣　禎一

第二号を次のように改める。

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

| 名　称 | 所　在　地 | 実習内容 |
|---|---|---|
| 横浜フォームラバー株式会社 | 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町十三番地二 | 帆布製品製造 |
| 株式会社横浜リテラ | 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三十九番地の二 | 印刷 |
| 株式会社スタープロセス | 神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二千三十九番地の二 | 印刷 |

**○農林水産省告示第二千六百七十七号**

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十五年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年十月二十二日　　農林水産大臣　林　芳正

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

| 農機具の種類 | 農機具の型式名 | 合格番号 | 依頼者の名称 |
|---|---|---|---|
| 農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム | キセキＳＣ161 | 213015 | 井関農機株式会社 |
| 〃 | キセキＳＣ162 | 213016 | 〃 |
| 〃 | キセキＳＣ163 | 213017 | 〃 |
| 〃 | キセキＳＣ163Ｃ | 213018 | 〃 |
| 〃 | キセキＳＦ420 | 213019 | 〃 |
| 〃 | キセキＳＦ421 | 213020 | 〃 |
| 〃 | キセキＳＦ422 | 213021 | 〃 |
| 〃 | ＳＬＴＶ18 | 213022 | インタートラクターサービス株式会社 |

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供するとともに、農林水産省ホームページ（URL:http://www.maff.go.jp）に掲載する。

**○農林水産省告示第二千六百七十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日　　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字中松字上奥戸三四三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上奥戸三四三〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六百七十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日　　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕字筒井迫八七〇（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字筒井迫八七〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六百八十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日　　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字吐合七六の三、七六の四、七六の五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字吐合七六の五一、七六の三・七六の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千六百八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十月二十二日　　農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県水俣市湯出字上窪一九五一の二二、一九五一の二三、一九九一、一九九二、一九五一の一八・一九五一の二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）